

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、安佐南区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市安佐南区の一部

3 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 広島市 都市整備局 都市計画課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目 3 3 番 1 4 号 安佐南区役所 農林建設部 建築課